

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 別居中の配偶者

Q : 私には、2年ほど前から別居している妻と子供がいます。

私に万一のことがあった場合、別居中の妻に相続権はあるのでしょうか。

A : 別居中でも相続権はあります。

【解説】

民法は、人が亡くなった場合に相続を開始することを定めるとともに、誰が相続人になるかを定めています。

第一順位の相続人を子、第二順位の相続人を直系尊属、第三順位の相続人を兄弟姉妹とするとともに、配偶者は常に同順位の相続人になるとしています。

このように、亡くなった人に配偶者がいれば、常に相続人となります。ただし、ここでいう配偶者とは、婚姻届を提出し法律上認められている場合に限られます。

いったん結婚すれば離婚するまでは配偶者で、別居は相続権に影響しません。もちろん、どちらの責任で別居していたかも関係ありません。

また逆に、内縁の妻の場合には、たとえ結婚式をあげ、あるいはどんなに長い間生活を共にしていたとしても相続権は生じませんし、内縁関係にあった妻がどんなに亡くなった人の財産の維持や増加に貢献したとしても相続人にしか認められない「寄与分」制度の恩恵を受けることもできません。

